

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第34号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(地域振興局長への委任) 第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。 (1)～(120) (略) (121) <u>養蜂振興法</u> （昭和30年法律第180号）第3条第1項の規定による <u>蜜蜂の飼育</u> の届出を受理すること。 (122) <u>養蜂振興法第3条第3項</u> の規定による <u>蜜蜂の飼育</u> の届出事項の変更届を受理すること。 (123) <u>新潟県養蜂振興法施行細則</u> （昭和39年新潟県規則第7号）第5条の規定により、返納された転飼許可証を受理すること。 (124)～(544) (略) 2 (略) 3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)～(136)の49 (略) (136)の50 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> （平成17年法律第123号）第79条第2項の規定により、同条第1項各号に掲げる事業の開始の届出を受理すること。 (136)の51 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> 第79条第3項の規定により、同条第1項各号に掲げる事業の変更の届出を受理すること。 (136)の52 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u> 第79条第4項の規定により、同条第1項各号に掲げる事業の廃止又	(地域振興局長への委任) 第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。 (1)～(120) (略) (121) <u>養ほう振興法</u> （昭和30年法律第180号）第3条第1項の規定による <u>養ほう業者</u> の届出を受理すること。 (122) <u>養ほう振興法第3条第2項</u> の規定による <u>養ほう業者</u> の届出事項の変更届を受理すること。 (123) <u>新潟県養ほう振興法施行細則</u> （昭和39年新潟県規則第7号）第5条の規定により、返納された転飼許可証を受理すること。 (124)～(544) (略) 2 (略) 3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。 (1)～(136)の49 (略) (136)の50 <u>障害者自立支援法</u> （平成17年法律第123号）第79条第2項の規定により、同条第1項各号に掲げる事業の開始の届出を受理すること。 (136)の51 <u>障害者自立支援法</u> 第79条第3項の規定により、同条第1項各号に掲げる事業の変更の届出を受理すること。 (136)の52 <u>障害者自立支援法</u> 第79条第4項の規定により、同条第1項各号に掲げる事業の廃止又は休止の届出を受理すること。

は休止の届出を受理すること。

(136)の53 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第83条第3項の規定による障害者支援施設の設置の届出を受理すること。

(136)の54 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の7第1項の規定による障害者支援施設の休止又は廃止の届出を受理すること。

(136)の55 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の7第2項の規定による障害者支援施設の名称等の変更（定員の変更を除く。）の報告を受理すること。

(136)の56～(212) （略）

4～10 （略）

（コロニーにいがた白岩の里所長等への委任）

第6条の2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長、新星学園長及びはまぐみ小児療育センター所長に委任する。

(1)～(3) （略）

(136)の53 障害者自立支援法第83条第3項の規定による障害者支援施設の設置の届出を受理すること。

(136)の54 障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第43条の7第1項の規定による障害者支援施設の休止又は廃止の届出を受理すること。

(136)の55 障害者自立支援法施行令第43条の7第2項の規定による障害者支援施設の名称等の変更（定員の変更を除く。）の報告を受理すること。

(136)の56～(212) （略）

4～10 （略）

（あけぼの園長等への委任）

第6条の2 次に掲げる事務は、あけぼの園長、コロニーにいがた白岩の里所長、新星学園長及びはまぐみ小児療育センター所長に委任する。

(1)～(3) （略）

(4) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第119条第1項又は第2項の規定により、入退所の記録の記載等を行うこと。

(5) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第120条第5項の規定により、支給決定障害者等に対し、領収証を交付すること。

(6) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第123条の規定により、運営規程を定めること。

(7) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第125条において準用する同令第23条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者等に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。

(8) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第125条において準用する同令第29条の規定

により、支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によつて介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(9) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第125条において準用する同令第91条の規定により、協力医療機関を定めること。

2 次に掲げる事務は、あけぼの園長及びコロニーにいがた白岩の里所長に委任する。

(1) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第8条第1項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、契約支給量の報告等を行うこと。

(2) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第19条第5項の規定により、支給決定障害者に対し、領収証を交付すること。

(3) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第20条第1項又は第2項の規定により、利用者負担額合計額の報告及び通知を行うこと。

(4) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第21条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。

(5) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第39条の規定により、同条第1号又は第2号に該当する場合に、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(6) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第41条の規定により、運営規程を定めること。

(7) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第46条第1項又は第2項の規定により、協力医療機関等を定めること。

3 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里

所長、新星学園長及びはまぐみ小児療育センター所長に委任する。

(1) 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第173号）第6条第1項又は第2項の規定により、契約内容の報告等を行うこと。

(2) 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第12条第3項の規定により、計画作成対象障害者等に対し、領収証を交付すること。

(3) 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第13条の規定により、利用者負担額合計額の報告及び通知を行うこと。

(4) 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第14条第1項又は第2項の規定により、計画作成対象障害者等に対し、サービス利用計画作成費の額に係る通知等を行うこと。

(5) 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第17条の規定により、計画作成対象障害者等が偽りその他不正な行為によつてサービス利用計画作成費の支給を受け、又は受けようとしたときに、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(6) 障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第19条の規定により、運営規程を定めること。

2 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長及び新星学園長に委任する。

(1) 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第68号）第15条第1項の規定により、入退所の記録の記載を行うこと。

(2) 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第18条第4項の規定により、入所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。

(3) 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第19条の規定により、入所利用者負担額合計額の通知を行うこと。

4 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長及び新星学園長に委任する。

(1) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第14条第1項の規定により、入退所の記録の記載を行うこと。

(2) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第17条第5項の規定により、入所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。

(3) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第18条の規定により、入所利用者負担額合計額の通知を行うこと。

- (4) 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第20条第1項又は第2項の規定により、入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費の額に係る通知等を行うこと。
- (5) 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第35条の規定により、運営規程を定めること。
- (6) 新潟県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第40条第1項又は第2項の規定により、協力医療機関等を定めること。
- (7) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第70号）第105条第1項又は第2項の規定により、入退所の記録の記載等を行うこと。
- (8) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第106条第4項の規定により、支給決定障害者等に対し、領収証を交付すること。
- (9) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第109条の規定により、運営規程を定めること。
- (10) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第111条において準用する同条例第24条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者等に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。
- (11) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第111条において準用する同条例第30条の規定により、支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によつて介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、意見を付してその旨を市町村に通知すること。
- (12) 新潟県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第111条において準用する同条例第94条の規定により、協力医療機関を定めること。
3. 次に掲げる事務は、コロニーにいがた白岩の里所長に委任する。
- (4) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第19条第1項又は第2項の規定により、入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費の額に係る通知等を行うこと。
- (5) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第34条の規定により、運営規程を定めること。
- (6) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第39条第1項又は第2項の規定により、協力医療機関等を定めること。

(1) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第69号）第12条第1項又は第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、契約支給量の報告等を行うこと。

(2) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第23条第4項の規定により、支給決定障害者に対し、領収証を交付すること。

(3) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第24条第1項又は第2項の規定により、利用者負担額合計額の報告及び通知を行うこと。

(4) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第25条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。

(5) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第44条の規定により、同条第1号又は第2号に該当する場合に、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(6) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第46条の規定により、運営規程を定めること。

(7) 新潟県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第51条第1項又は第2項の規定により、協力医療機関等を定めること。

4 次に掲げる事務は、はまぐみ小児療育センター所長に委任する。

(1) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第78号）第24条第5項、第67条第5項又は第77条第4項の規定により、通所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。

(2) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第25条（同条例第71条及び第78条において準用する場合を含む。）の規定により、通所利用者負担額合計額の通知を行うこと。

(3) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、

5 次に掲げる事務は、はまぐみ小児療育センター所長に委任する。

(1) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第23条第5項、第60条第5項又は第70条第4項の規定により、通所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。

(2) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第24条（同令第64条及び第71条において準用する場合を含む。）の規定により、通所利用者負担額合計額の通知を行うこと。

(3) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事

- 設備及び運営の基準に関する条例第26条第1項若しくは第2項（同条例第78条において準用する場合を含む。）又は第68条第1項若しくは第2項の規定により、通所給付決定保護者に対し、障害児通所給付費等の額に係る通知等を行うこと。
- (4) 新潟市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第38条又は第70条（同条例第78条において準用する場合を含む。）の規定により、運営規程を定めること。
- (5) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第79号）第55条第4項の規定により、入所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。
- (6) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第56条第1項又は第2項の規定により、入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費等の額に係る通知等を行うこと。
- (7) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第58条において準用する同条例第15条第1項の規定により、入退所の記録の記載を行うこと。
- (8) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第58条において準用する同条例第19条の規定により、入所利用者負担額合計額の通知を行うこと。
- (9) 新潟市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第58条において準用する同条例第35条の規定により、運営規程を定めること。
- (10) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第80号）第104条第1項又は第2項の規定により、入退所の記録の記載等を行うこと。
- (11) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第105条第5項の規定により、支給決定障害者等に対し、領収証を交付すること。
- (12) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第108条

- 業等の人員、設備及び運営に関する基準第25条第1項若しくは第2項（同令第71条において準用する場合を含む。）又は第61条第1項若しくは第2項の規定により、通所給付決定保護者に対し、障害児通所給付費等の額に係る通知等を行うこと。
- (4) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第37条又は第63条（同令第71条において準用する場合を含む。）の規定により、運営規程を定めること。
- (5) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第54条第4項の規定により、入所給付決定保護者に対し、領収証を交付すること。
- (6) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第55条第1項又は第2項の規定により、入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費等の額に係る通知等を行うこと。
- (7) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第57条において準用する同令第14条第1項の規定により、入退所の記録の記載を行うこと。
- (8) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第57条において準用する同令第18条の規定により、入所利用者負担額合計額の通知を行うこと。
- (9) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第57条において準用する同令第34条の規定により、運営規程を定めること。

の規定により、運営規程を定めること。

(13) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第110条において準用する同条例第24条第1項又は第2項の規定により、支給決定障害者等に対し、介護給付費の額に係る通知等を行うこと。

(14) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第110条において準用する同条例第30条の規定により、支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によつて介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときに、意見を付してその旨を市町村に通知すること。

(15) 新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第110条において準用する同条例第93条の規定により、協力医療機関を定めること。

(保健所長への委任)

第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(65)の5 (略)

(66) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号)附則第10条の規定による店舗管理者の届出を受理すること。

(66)の2～(117)の46 (略)

(保健所長への委任)

第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(65)の5 (略)

(65)の6 薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号)附則第4条第1項の規定による薬局の管理者の過当たり勤務時間数の届出を受理すること。

(65)の7 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第2項の規定による薬局の管理者以外の薬剤師又は登録販売者の過当たり勤務時間数の届出を受理すること。

(65)の8 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第3項の規定による過当たり勤務時間数の変更の届出を受理すること。

(66) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令附則第10条の規定による店舗管理者の届出を受理すること。

(66)の2～(117)の46 (略)

(118) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第18条の規定による低体重児の届出を受理すること。

(119) 母子保健法第19条第1項の規定により、職員をして未熟児の訪問指導を行わせること。

(120) 母子保健法第20条第1項の規定により、養育医療の給付を行うこと。

(118) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療に限る。次号、第121号及び第122号において同じ。）の支給認定を行うこと。

(119) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関の中から自立支援医療を受けるものを定めること。

(120) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第3項の規定による医療受給者証の交付を行うこと。

(121) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の規定による自立支援医療の支給認定の変更の認定を行うこと。

(122) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条第1項の規定による自立支援医療の支給認定の取消しを行うこと。

(123) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条第2項の規定による医療受給者証の返還を求めること。

(124)～(267) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各保健所長に委任する。

(1)～(7) (略)

(8) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第22条の2又は第30条の13の規定による覚醒剤等の廃棄に当該職員を立ち会わせること。

(8)の2 覚せい剤取締法第31条の規定により、覚醒剤製造業者等について報告を徴すること。

(9)～(21) (略)

(121) 母子保健法第21条の4第1項の規定により、養育医療の給付に要する費用の全部又は一部を徴収すること。

(122) 障害者自立支援法第54条第1項の規定による自立支援医療（育成医療及び精神通院医療に限る。次号、第123号の3及び第123号の4において同じ。）の支給認定を行うこと。

(123) 障害者自立支援法第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関の中から自立支援医療を受けるものを定めること。

(123)の2 障害者自立支援法第54条第3項の規定による医療受給者証の交付を行うこと。

(123)の3 障害者自立支援法第56条第2項の規定による自立支援医療の支給認定の変更の認定を行うこと。

(123)の4 障害者自立支援法第57条第1項の規定による自立支援医療の支給認定の取消しを行うこと。

(123)の5 障害者自立支援法第57条第2項の規定による医療受給者証の返還を求めること。

(124)～(267) (略)

2 (略)

3 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各保健所長に委任する。

(1)～(7) (略)

(8) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第31条の規定により、覚せい剤製造業者等について報告を徴すること。

(9)～(21) (略)

(看護大学学長への委任)

第8条の3 次に掲げる事務は、看護大学学長に委任する。

第8条の3 (略)

- (1) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第1項の規定による教員の学外兼職及び他の事業等への従事の承認に関すること。
- (2) 教育公務員特例法第21条第2項の規定による教育研修計画に関すること。

第8条の4 (略)

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。